

令和2年6月16日提出

令和2年6月市議会定例会

説明書・参考

〔 報告第13号
議案第62号～議案第66号 〕

島 田 市

説 明 書

報告第13号 専決処分の報告について（島田市都市計画税条例の一部を改正する条例）

令和2年4月に公布された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）の施行に伴い、地方税法を引用する条文を整理する必要が生じたため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定及び市長の専決処分事項の指定により専決処分し、同条第2項の規定により報告するものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第62号 島田市税条例の一部を改正する条例について

令和2年4月に公布された地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の申請書の訂正期間を定めるとともに、個人市民税においては寄附金税額控除及び住宅借入金等特別税額控除の特例を定め、固定資産税においては中小事業者が所有する先端設備等に該当する事業用家屋等の課税標準の特例割合を定め、軽自動車税においては環境性能割の特例措置の適用期限を延長するため、条例の一部を改正し、一部の規定を除き、公布の日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第63号 島田市介護保険条例の一部を改正する条例について

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による第1号被保険者の保険料の減免基準が国から示されたことに伴い、減免の対象者を追加し、申請書の提出期限の特例を設けるため、条例の一部を改正し、公布の日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第64号 工事請負契約について（令和2年度島田市旧清掃センター煙突解体工事）

島田市旧清掃センター煙突解体工事に伴う工事請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年島田市条例第46号）第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第65号 工事請負契約について（令和2年度島田第四小学校屋内運動場等建設工事）

島田第四小学校屋内運動場等建設工事に伴う工事請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第66号 工事請負契約について（令和2年度プラザおおるりホール等改修工事）

プラザおおるりホール等改修工事に伴う工事請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

参考は、別紙のとおりです。

目 次

報告第13号	専決処分の報告について（島田市都市計画税条例の一部を改正する条例） ◇新旧条文対照表 -----	1
議案第62号	島田市税条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表 -----	3
議案第63号	島田市介護保険条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表 -----	7
議案第64号	工事請負契約について（令和2年度島田市旧清掃センター煙突解体工事） ◇入札結果表及び工事の概要等 -----	9
議案第65号	工事請負契約について（令和2年度島田第四小学校屋内運動場等建設工事） ◇入札結果表及び工事の概要等 -----	11
議案第66号	工事請負契約について（令和2年度プラザおおるりホール等改修工事） ◇入札結果表及び工事の概要等 -----	17

（付記）

図面は、既成の都市計画図等を使用しているため、現況と一部異なる場合があります。

例規名 島田市都市計画税条例

新 条 文

○島田市都市計画税条例（第1条関係）

附 則

1

） 省略

18

19 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項、第15条の3又は第61条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第61条」とする。

（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する都市計画税に関する経過措置）

20 省略

○島田市都市計画税条例（第2条関係）

附 則

1

） 省略

18

19 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する都市計画税に関する経過措置）

20 省略

対 照 表

旧	条	文
○島田市都市計画税条例（第1条関係）		
附 則		
1		
）	省略	
18		
19	法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで」とする。	
		（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する都市計画税に関する経過措置）
20	省略	
○島田市都市計画税条例（第2条関係）		
附 則		
1		
）	省略	
18		
19	法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項、第15条の3又は第61条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第61条」とする。	
		（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する都市計画税に関する経過措置）
20	省略	

議案第62号 参 考

新 旧 条 文

例規名 島田市税条例

新 条 文

○島田市税条例（第1条関係）

附 則

（読替規定）

第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、第61条又は第62条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、第61条若しくは第62条」とする。

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第10条の2 省略

2

） 省略

26

27 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は、零とする。

（軽自動車税の環境性能割の非課税）

第15条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間（附則第15条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

（個人の市民税の税率の特例等）

第23条 省略

（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等）

第24条 第9条第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。

○島田市税条例（第2条関係）

附 則

（読替規定）

第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、第63条又は第64条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附

対 照 表

旧 条 文

○島田市税条例（第1条関係）

附 則

（読替規定）

第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで」とする。

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第10条の2 省略

2

） 省略

26

（軽自動車税の環境性能割の非課税）

第15条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間（附則第15条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

（個人の市民税の税率の特例等）

第23条 省略

○島田市税条例（第2条関係）

附 則

（読替規定）

第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、第61条又は第62条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附

則第15条から第15条の3の2まで、第63条若しくは第64条とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 省略

2

5 省略

26

27 法附則第64条に規定する市町村の条例で定める割合は、零とする。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)

第24条 省略

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第25条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第26条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

則第15条から第15条の3の2まで、第61条若しくは第62条とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 省略

2

） 省略

26

27 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は、零とする。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)

第24条 省略

新 条 文

(保険料の減額又は免除)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認めるものに対し、保険料を減額し、又は免除する。

(1)

↳ 省略

(5)

(6) 前各号に掲げる者のほか、特別の理由があると認められる者

2 前項の規定により保険料の減額又は免除を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日 (市長においてやむを得ない理由があると認める場合には、市長が別に定める日) までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払日前7日 (市長においてやむを得ない理由があると認める場合には、市長が別に定める日) までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減額又は免除を受けようとする理由が証明できる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)

↳ 省略

(3)

3 省略

対 照 表

旧 条 文

(保険料の減額又は免除)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認めるものに対し、保険料を減額し、又は免除する。

(1)

↳ 省略

(5)

2 前項の規定により保険料の減額又は免除を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払日前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減額又は免除を受けようとする理由が証明できる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)

↳ 省略

(3)

3 省略

議案第64号 参 考

入札結果表及び工事の概要

1 入札結果表

事業名 令和2年度島田市旧清掃センター煙突解体工事

(単位：円)

予 定 価 格	154,000,000
入札書比較価格	140,000,000

業者名	入札書記載金額	結果
	第1回	
(株)ピーエス三菱 静岡営業所	126,000,000	決定
契約金額	138,600,000	

※予定価格及び契約金額は、消費税及び地方消費税の額を含む。

2 工期

市議会の議決の日の翌日から令和3年3月15日まで

3 工事箇所

島田市阿知ヶ谷地内

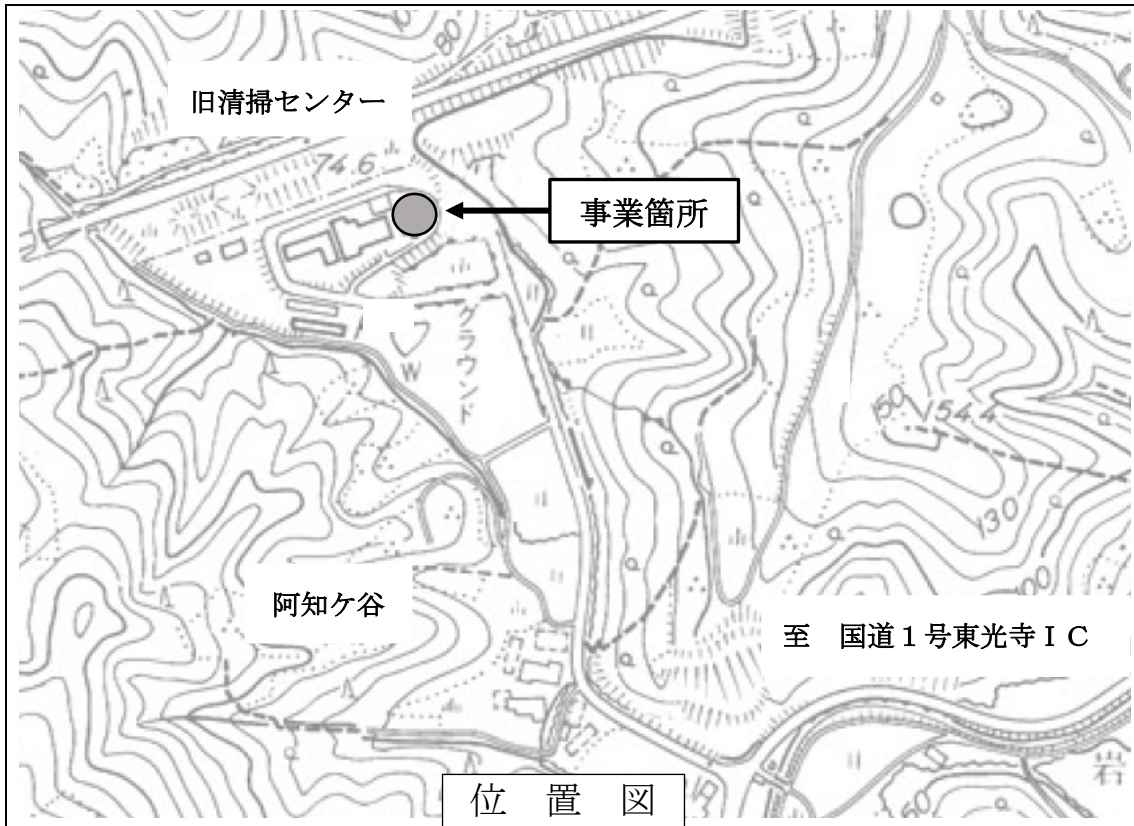
4 工事の概要

煙突解体工事（基礎部含む）

構造 鉄筋コンクリート造

規模 高さ64m

島田市旧清掃センター煙突解体工事
位置図及び配置図



議案第65号 参 考

入札結果表及び工事の概要

1 入札結果表

事業名 令和2年度島田第四小学校屋内運動場等建設工事

(単位：円)

予 定 価 格	793,650,000
入札書比較価格	721,500,000

業者名	入札書記載金額 評価点 評価値	結果
	第1回	
(株)アーク東海	708,000,000 108.0 0.1525	決定
大河原建設(株)	769,500,000 112.0 —	
大井建設(株)	782,000,000 107.0 —	
(株)特種東海フォレスト	785,000,000 106.5 —	
(株)小沢組	辞退	
契約金額	778,800,000	

※評価値＝評価点（標準点100点＋加算点）÷入札書記載金額×1,000,000

※予定価格及び契約金額は、消費税及び地方消費税の額を含む。

2 工期

市議会の議決の日の翌日から令和4年2月28日まで

3 工事箇所

島田市中河町地内

4 工事の概要

(1) 屋内運動場工事

構造 鉄骨造

規模 2階建て、延床面積1,531.54㎡

(2) 通級学級棟工事

構造 鉄骨造

規模 2階建て、延床面積647.33㎡

(3) 屋外便所倉庫工事

構造 鉄骨造

規模 平屋建て、延床面積90.00㎡

(4) 解体工事

屋内運動場等

5 建築物の概要

(1) 屋内運動場

体育館、学童保育室2室、防災倉庫、器具庫4室、事務室等

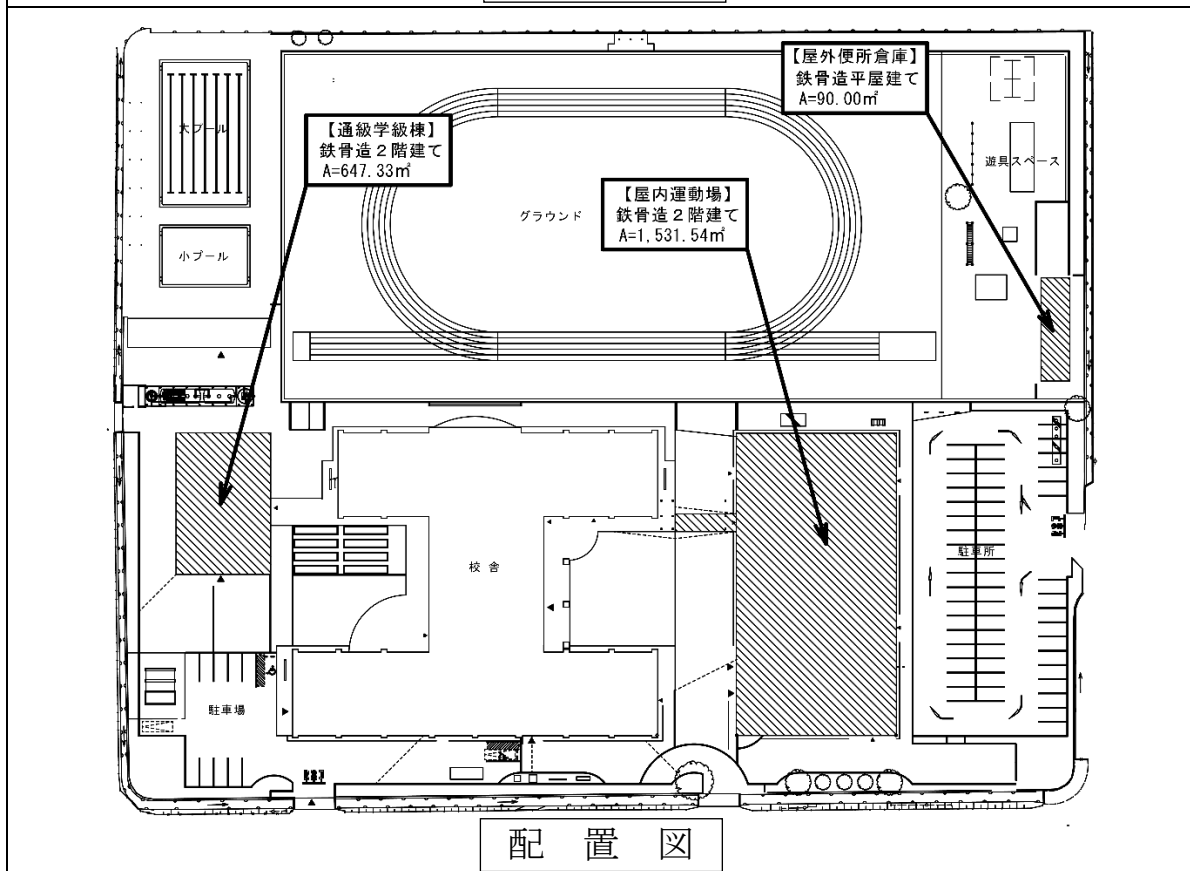
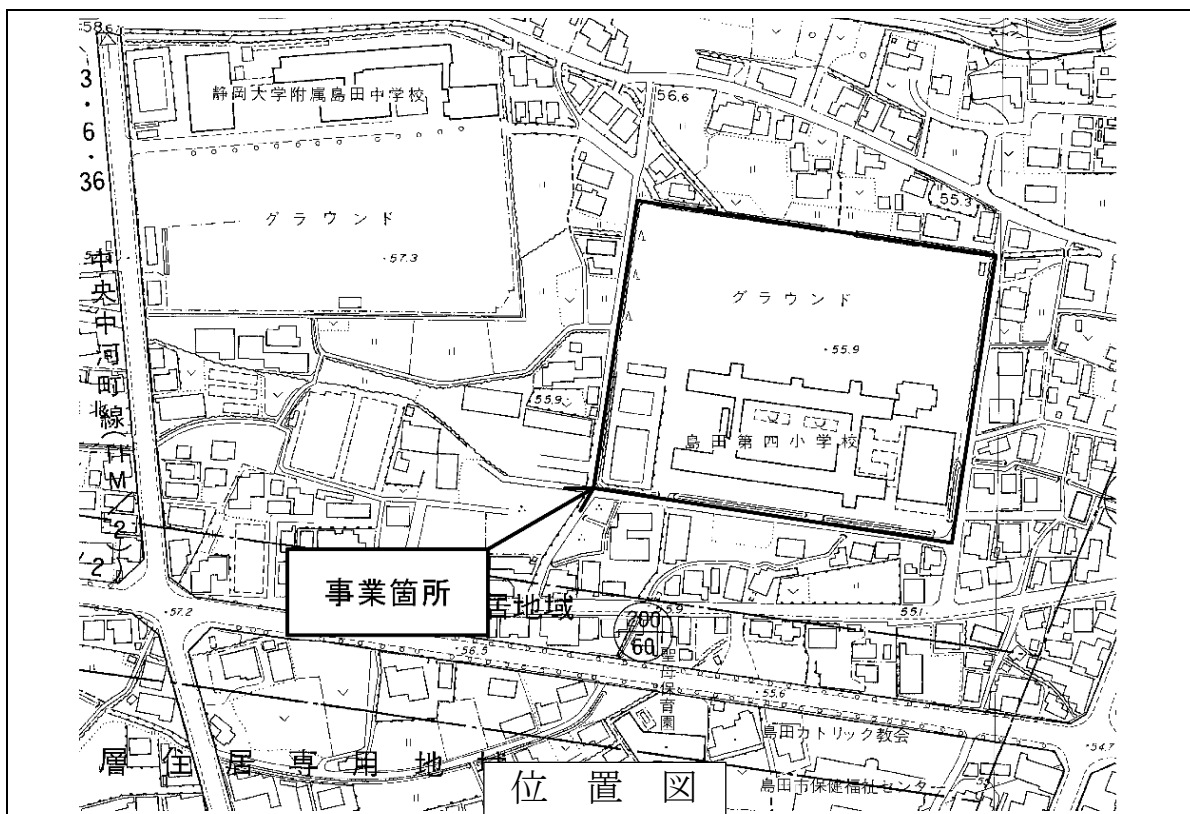
(2) 通級学級棟

職員室等、遊戯室、幼児指導室2室、観察室4室、個別学習室4室、学齢指導室、待合室2室

(3) 屋外便所倉庫

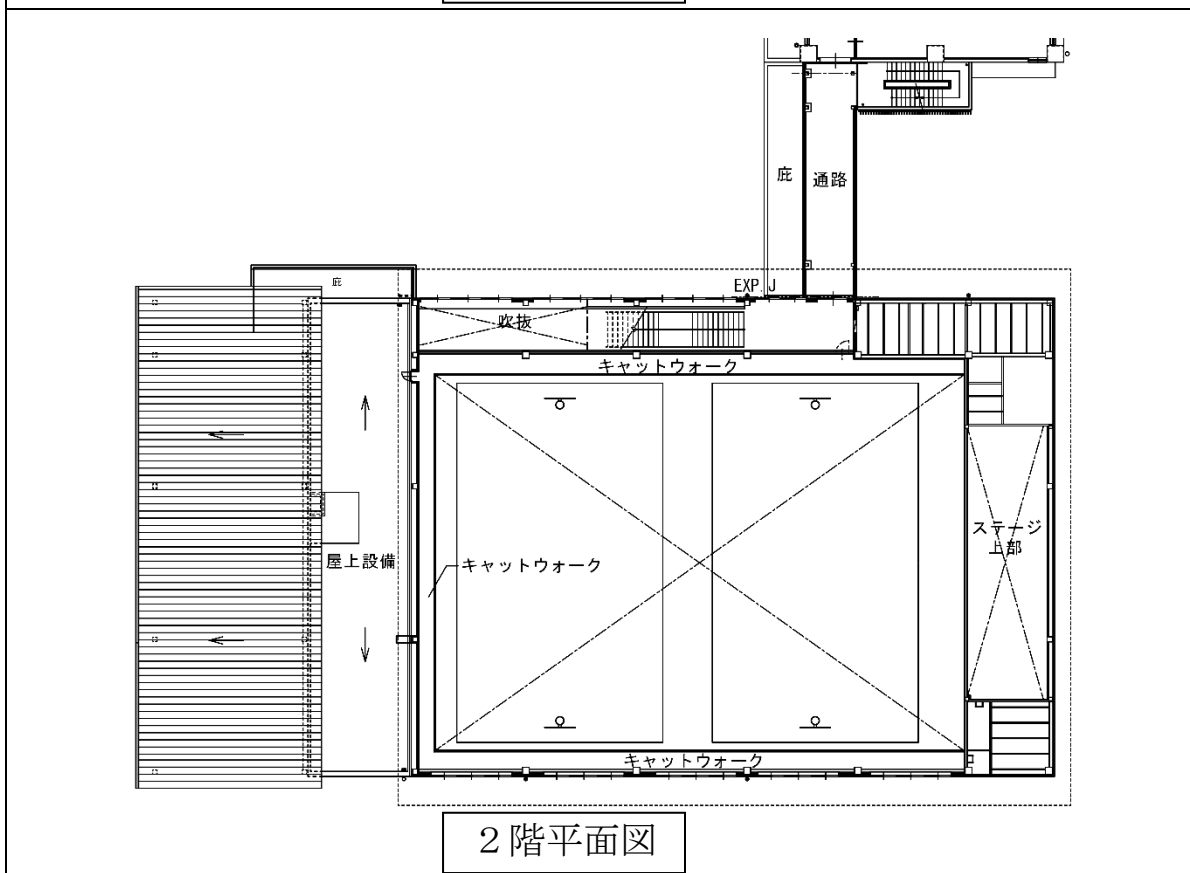
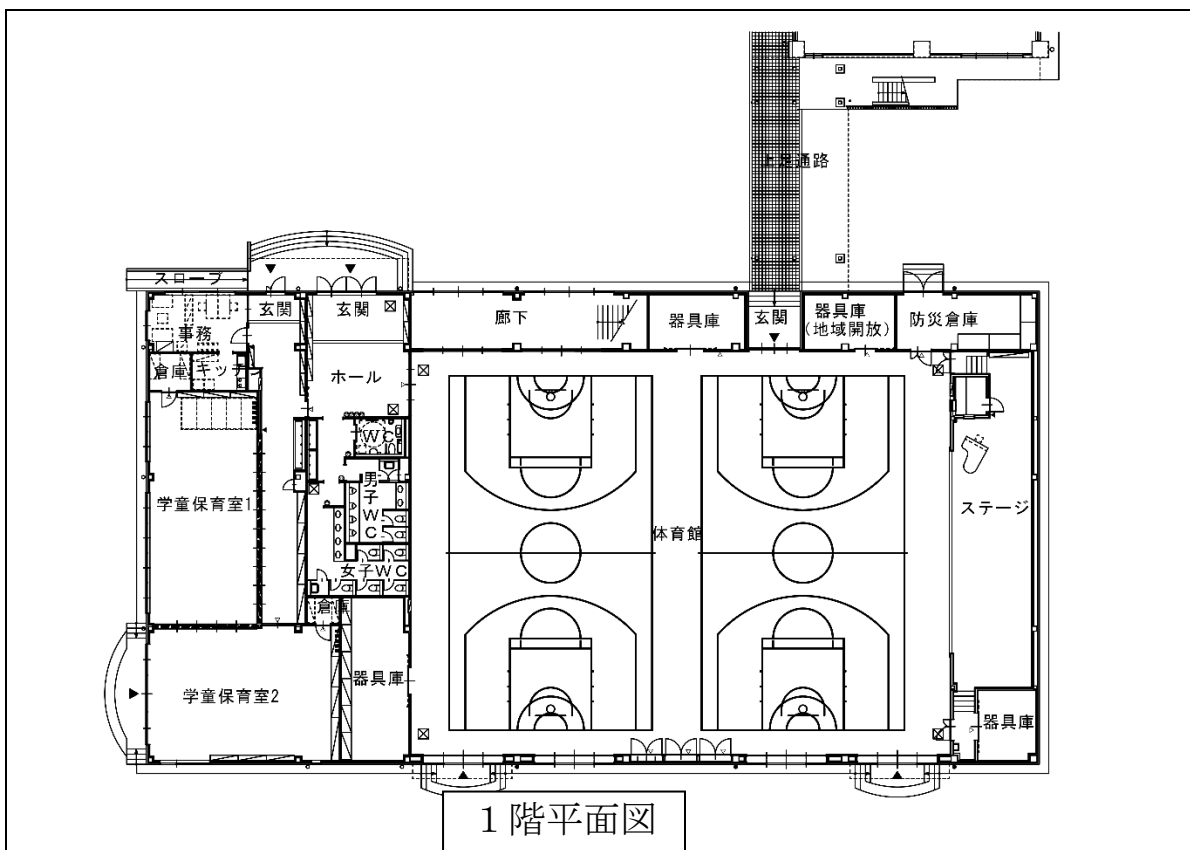
体育器具庫、トイレ、石灰庫、雑庫

島田第四小学校屋内運動場等建設工事 位置図及び配置図



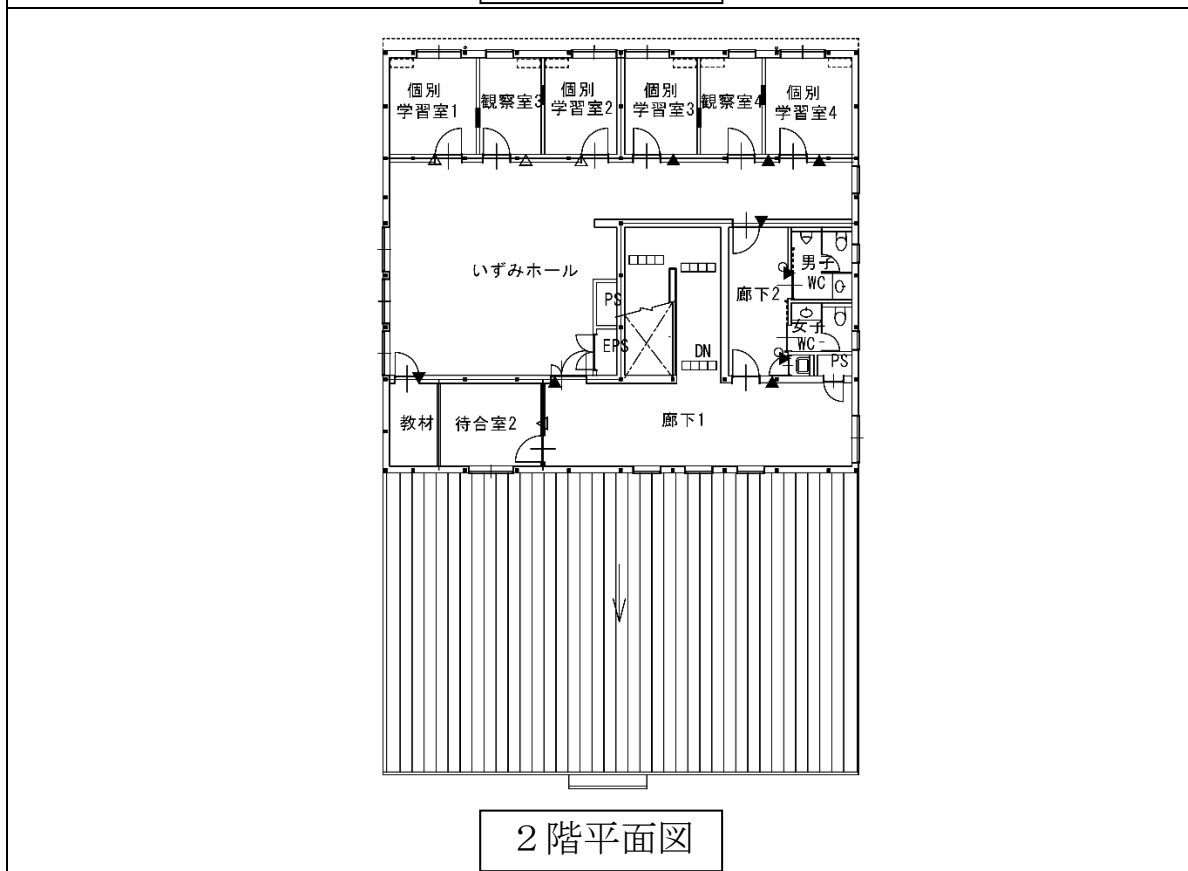
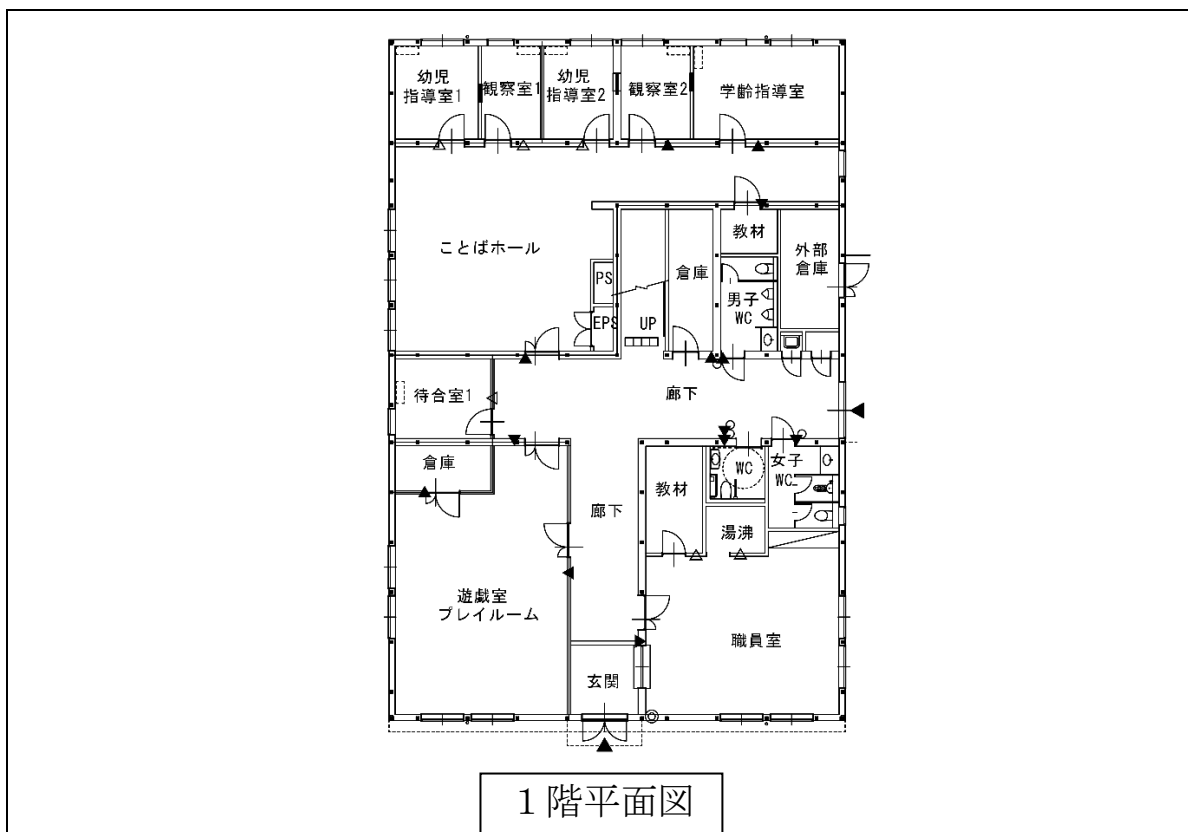
島田第四小学校屋内運動場等建設工事

屋内運動場平面図

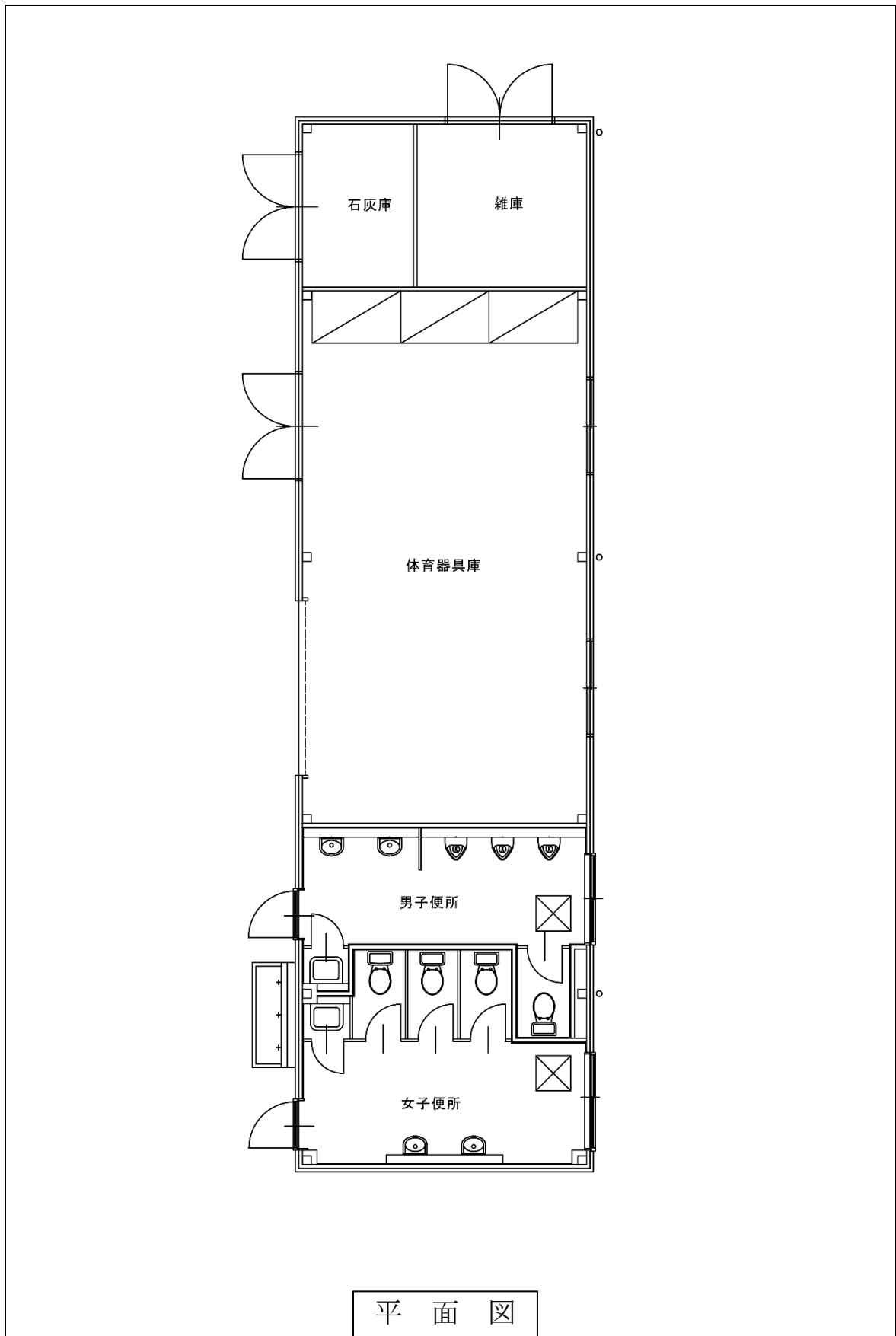


島田第四小学校屋内運動場等建設工事

通級学級棟平面図



島田第四小学校屋内運動場等建設工事
屋外便所倉庫平面図



議案第66号 参 考

入札結果表及び工事の概要

1 入札結果表

事業名 令和2年度プラザおおるりホール等改修工事

(単位：円)

予 定 価 格	221,320,000
入札書比較価格	201,200,000

業者名	入札書記載金額	結果
	第1回	
大河原建設(株)	198,000,000	決定
(株)アーク東海	203,000,000	
(株)小沢組	204,500,000	
(株)小桜建設工業	205,000,000	
大井建設(株)	207,000,000	
(株)特種東海フォレスト	208,500,000	
契約金額	217,800,000	

※予定価格及び契約金額は、消費税及び地方消費税の額を含む。

2 工期

市議会の議決の日の翌日から令和3年3月19日まで

3 工事箇所

島田市中央町地内

4 工事の概要

(1) 建築工事

天井落下防止対策工事（防護ネット設置、天井裏設備固定）、客席更新、舞台両袖階段改修

(2) 機械設備工事

給排水衛生設備（楽屋トイレ・シャワー室、ホールトイレの一部）

(3) 電気設備工事

電灯設備、非常灯設備、火災報知設備、音響設備の一部

プラザおおりりホール等改修工事
位置図及び配置図

